

# 「負の帰結」に目を閉ざし続けて 公平性を犠牲にする原子力政策 最終処分めぐり市民有志らと政府が対話



「交渉ではなく、情報交換の場。回答者への乱暴な言葉遣いの使用は遠慮を」との注意事項も配られた、市民有志主催の意見交換会。事前に提出した質問事項に沿って、坦々とやり取りが進んだ(8月20日、参議院議員会館で)

放射能が安全なレベルに減衰するまで10万年もかかる高レベル放射性廃棄物の後始末は、原子力開発の最大のアキレス腱といわれて久しい。日本政府は使用済み核燃料を再処理する過程で残る廃液をガラス固化体にして、地下深く埋設する「地層処分」を国策にしてきた。処分地に手を挙げる自治体が現れない状況を踏まえ、政府みずから候補地を指名する方針に転換して、科学的有望地を絞り込む作業が進むが、国民には具体的な動きは見えてこない。そんななか、核のゴミに関連する省庁などの担当者や市民有志の意見交換会が東京都内で開かれた。豊富町内で行なわれた社会学者の講演録とともに紹介し、地層処分の是非や今後の展望などを考える。(ルポライター・滝川康治)

## 市民の問いに省庁担当者らが答え緒についた意見交換

8月20日の参議院議員会館。政府などの核のゴミ最終処分の担当者や道内外の市民グループの人たちとがテーブルを挟んで向き合い、意見交換会を開いた。

双方の参加者は30人ほど。市民側は「交渉ではなく、情報交換の場」と位置づけ、政府側に処分事業の手順や関わり方、北海道に対する影響などの質問を事前に送り、担当者から説明を聞いた。7月を皮切りに、この日で2回目。質疑が坦々と進む。

政府は昨年12月、高レベル放射性廃棄物の最終処分地の選定手法について、従来の公募制から、国みずから指名する方式へ転換した。「核のゴミ」の持ち込みは受け入れがたい」との道条例が制定されているが、事業主体のNUMO(原子力発電環境整備機構)の西塔雅彦専務理事は今年6月、「条例があっても、処分地の絞り込みから北海道は除外されないと明言している。」

「最終処分の科学的有望地」について、「いつまでに結論を出すか決めていない」というが、議論の間は有望

地のマップは示さないのか?」「今後1年程度の有望地選定スケジュールを示すことは可能か?」

との質問に、資源エネルギー庁放射線廃棄物等対策室の担当者は、「最終版のマップを途中で示すことはないが、(途中の)議論のたたき台として示されることはあり得る」「現時点では(有望地選定に至る)スケジュールは示しかねる」

と、真摯に説明しようとしなかった市町村での「文献調査」である。「住民や首長の反対で文献調査まで進展しない場合、その先のは決まっていますか?」との質問には、「全国の市町村がすべて反対するとは想定していない。(進展しない場合)その先は決まっています」と

とエネ庁の担当者。関係関係の意向で「指名方式」に転換したものの、経済産業省の事務方は確固たる展望を描くことができないようだ。

この意見交換会は、東日本大震災や福島原発事故を機に北海道電力の脱原発株主になった、マシオン恵美香さん(ベクレルフリー北海道代表・釧路在住)と深町ひろみさん(地方自治を考える市民の会代表・札幌

在住)らが中心になって企画した。

「震災後、北電の経営が刻々と傾いていく。北電は燃油代の高騰のせいにするけれど、実際には原子炉まわりではなく、使用済み核燃料の再処理や最終処分関連に多額の費用が投じられている。こうした事実を直視しなければ……(マシオンさん)」

放射線廃棄物のことは、処分研究施設がある幌延の問題と捉えがちだった。だが、苦境に陥った北電の実態を知り、「消費者であり株主でもある自分たちも一緒に考えたい」と

受け止めるようになった、という。

こうした思いを抱きつつ、最終処分に対する疑問を関係機関に質し、地層処分のあり方を問い直す――その第一歩が意見交換会だった。

## 「直接処分」報告書も話題に 情報公開に消極的なNUMO

再処理費用の契約内容や処分候補地の選定スケジュール、使用済み核燃料の直接処分、高レベル放射性廃液の扱い、高レベル施設の防災対策、関連シンポジウムのあり方……と、事前の質問内容は多岐にわたった。誌面の制約上、印象的なやり取りに絞って紹介しておきたい。

日本では、原発から出た使用済み核燃料を再処理して利用する「核燃料サイクル政策」の実現をめざしてきた。しかし、トラブルが相次ぐ青森県六ヶ所村の再処理工場は着工から20年が経過しても本格稼働できず、高速増殖炉「もんじゅ」も実用化のめどがつかない。再処理を前提にした「高レベル放射性廃液のガラス固化」30〜50年程度の中間貯蔵↓深地層への埋設処分」という基本政策は大きな岐路に立たされている。NHKは7月下旬、「再処理せず、



意見交換会を企画したマシオン恵美香さん(左)と深町ひろみさん



ふなばし・はるとし 1948年、神奈川県生まれ。東京大学大学院社会学研究科博士課程中退。環境社会学会の設立メンバー。法政大学社会学部教授。日本学術会議「高レベル放射性廃棄物の処分に関する検討委員会」の幹事として、原子力委員会に対する提言をまとめる。原子力市民委員会座長。著書『環境社会学』（弘文堂）、共著『核燃料サイクル施設の社会学——青森県六ヶ所村』（有斐閣選書）ほか。この講演の12日後、くも膜下出血のため死去

地域住民や消費者、職務で  
かかわる人が感じる不条理  
高レベル放射性廃棄物をめぐって  
は、3つの不条理が観察されます。  
1つは、廃棄物施設の候補地に挙  
がった地域が感ずる、「なぜ、自分た  
ちが出したものでもない、危険物質  
を押しつけるのか。内容や手続きも  
疑問だらけだ」という不条理です。

2つめは、「心ならずも加害者とし  
て巻き込まれている」という、感受  
性の強い消費者が感ずる不条理です。  
震災前は、電気の約3分の1は原子  
力から供給されていた。放射性廃棄  
物の行き場がなく、青森県には使用  
済み核燃料が置かれていた——そう  
した関係から脱却したいけれど、で  
きない……と。ただ、無関心な人た  
ちも多くいます。

3つめは、職務として高レベル放  
射性廃棄物の埋設事業に取り組んで  
いる人々です。日本社会は、膨大な  
電力を消費し、廃棄物を排出してき  
たのに、安全に対処しようとする  
どの地域も協力を拒否する。自分た  
ちの組織は板挟みで、進むことも退  
くこともできない、と。こうした不  
条理が全国の至るところにあります。  
わたしは、合意形成の欠如が諸悪  
の根源を生みだしている、と分析し  
ています。これまでの日本の原子力  
政策の特色は、マイナスの帰結に対  
して無関心であり、公平性を犠牲に  
してきました。

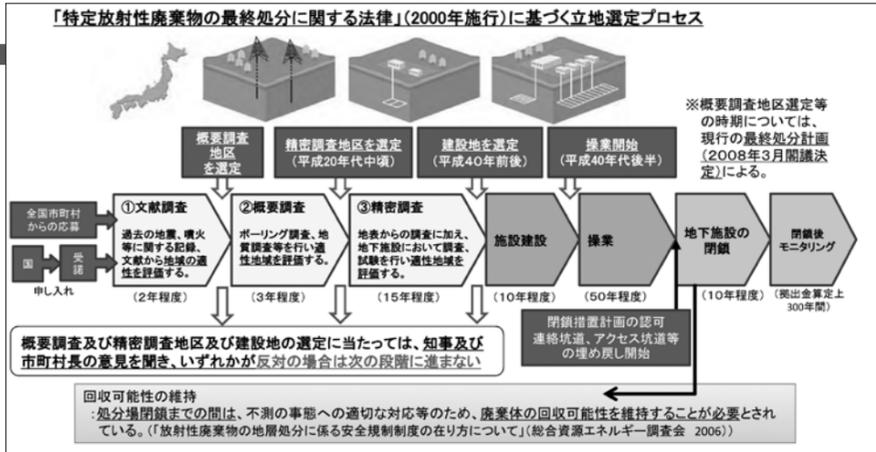
通常は、個人や組織、社会として  
事業を選択するときには、「負の帰  
結」と「正の受益」とを包括的に取り  
集め、総合的に評価する手続きをし  
ます。そこで初めて、「よし、やろう」と  
とか「これは止そう」と判断する。と  
ころが、原子力は「正の受益」をま

# 「暫定保管」を柱に政策の見直しを

法政大学社会学部教授 故・船橋晴俊さん

講演録「高レベル放射性廃棄物問題への対処を考える」——日本学術会議の提言と今

「受益圏」から「受苦圏」へ  
環境負荷が押しつけられる  
一定の地域や集団が、みずからの  
生産や消費を通して生み出す環境負  
荷を引き受けず、別の地域や集団に  
押しつけることを「環境負荷の外部  
転嫁」といいます。経済活動と環境  
問題の関係をみると、このメカニ  
ズムに至るところにあり、それが問  
題を悪化させているのです。  
典型的なパターンは、「受益圏」（事  
業に伴って利益を受ける人たちの集  
まり）と「受苦圏」（苦痛や損害を被る  
人たちの集まり）の関係として見え  
てきます。「受益圏」から「受苦圏」に  
環境負荷が押しつけられていく——  
それが、今までの日本の経済成長と  
社会のあり方でした。



図、政府が想定している最終処分場の立地選定プロセス  
(出典：総合資源エネルギー調査会放射性廃棄物WGの『中間とりまとめ』)

公開すべきではないか。法律の見直  
しが必要になるが、どの時点が想定  
されるか」と事前に質問していた。  
資源エネルギー庁放射性廃棄物等  
対策室の担当者は、将来世代の選択  
肢の拡大の観点から代替処分も視野  
に入れて研究開発を進めるもので  
現時点では見解を転換したものでは  
ない」と言い訳めいた答弁。「法改正  
の予定はない。仮定の議論にはコメ  
ントしかねる」と続けた。  
原子力機構の地層処分研究担当者  
は、ニュースで流れた報告書はドラ  
フト(草稿)段階のもので、関連の会  
議に諮ったのち、14年度末までに公  
表する予定、と説明した。

今年5月からNUMOは全国30カ  
所で「地層処分を考える」と題したシ  
ンポジウムを開催中だ。市民側は、  
「議論の一部始終を公開し、地層処  
分に賛成・反対双方の専門家を同数  
ずつそろえたシンポジウムを全国で開く予  
定はあるか」と、改善策を求める質  
問を提出していた。  
NUMO側は「動画の公開に否定  
的な登壇者もあり、公開しないこと  
にした」と消極的で、「現時点では賛  
否同数でのパネラーは考えていな  
い」と答弁。これでは、論議を深め

るのではなく、PRの場にすぎない。  
やり取りは2時間半ほど、質問項  
目が多いこともあり十分な意見交換  
には至らなかった。核のゴミを  
めぐる議論は緒に付いたばかりだ。  
主催者のマシオン恵美香さんは、  
「政府がわたしたちに対し、何か言  
いづらいことがあるのだろうと分  
かってきた」と振り返った。次回以  
降は、開催場所を北海道内に移し、  
関係省庁などの担当者との意見交換  
を継続していく準備を進めている。  
学術会議の中心メンバーを  
招き地層処分を問う催しも  
今年6月、電力の小売りを全面的  
に自由化する改正電気事業法が国会  
で可決・成立した。一般家庭ではこ  
れまで地域の電力会社からしか電気  
を買えなかったが、2016年から  
は自由に電力会社を選べる。使用済  
み核燃料を資源とみなし、電気料金  
を高くして誘導する仕掛けである「総  
括原価方式」も見直される。この方  
式がなくなれば、使用済み核燃料は  
「資源」としての価値を見い出せず、  
本来のゴミになってしまふ。前出の  
地層処分から直接処分への流れの背  
景には、そんな台所事情もある。

だが、ガラス固化体にせよ、使用  
済み核燃料の状態にせよ、人間の目  
が届かない地中に核のゴミを埋め  
棄てることに変わりはない。高レベ  
ル廃棄物の放射能が安全なレベルま  
で減衰するには10万年もかかる。処  
分場の稼働以前に、総延長が数百キ  
ロにもおよぶ坑道を本場に掘削・維  
持できるのか——いったん立ち止ま  
り、地中処分(地層・直接処分)その  
ものの是非を問うべきだ。  
8月3日、幌延町への放射性廃棄  
物関連施設の立地に反対してきた住  
民団体が豊富町内で交流会を開き、  
あらためて地層処分について考えた。  
原子力委員会の要請に応え高レベル  
放射性廃棄物の「暫定保管」と「総量  
管理」に向けた提言をまとめた、日  
本学術会議の中心メンバーの船橋晴  
俊・法政大学教授を招き、2時間余  
りの講演に耳を傾けている。  
次ページ以降に講演要旨をまとめ  
たので、ご一読をお勧めしたい。講  
師の船橋さんは8月15日、帰らぬ人  
になった。豊富での熱弁が最後の講  
演になったという。ご冥福をお祈り  
する。  
※核の「ゴミ」についての本レポート  
は、次号で締めくくりたい。



幌延深地層研究センターの試験坑道。原子力機構理事の「埋め戻しはもったいない」発言が論議を呼んだ

に押しつけてきました。東京圏の受益は、自分たちで引き受けたくないものを、他の地域に押しつけて成り立っていたのです。

日本の原子力政策は、事故の危険性や放射性廃棄物の管理をめぐり、地域間の負担の不公平を前提にして

いるので、いつまでたっても社会的な合意形成ができません。青森県は、高レベル放射性廃棄物をめぐって日本で一番不利な状況に置かれています。再処理工場に受け入れる使用済み核燃料はリサイクル資源であって、再処理が終わった外に搬出する。最終処分地にはさせない——と、青森県知事は政府にくり返し迫ってきました。

ある種の取引をしていて、使用済み燃料や廃棄物は引き受けるけれど、最終処分地は拒否する、と。その条件で受益を得ようとするダブルスタンダードが原子力政策にしみ込み、道徳性と合理性が失われています。

### 合意形成のあり方を問い 学術会議が解決策を提言へ

合意形成の視点がなく、個別領域の政策の議論を進めようとするのが、経済産業省やNUMO(原子

年の安全をどう確保するか?という、合意形成ができる可能性は高く、高くならないでしょうか。

### 公正な第三者が討論を管理して合意形成の道を探ろう

これまでは、受益圏と受苦圏が分離する状況への批判や不満の対応策として、電源3法交付金などの金銭的な便益提供を手段にしてきました。いきなり「〇〇県××村に立地させていただけはないか」という議論になったわけですが、そうした意思決定の仕方はおかしいのではないかと、総量管理についての合意形成があつて初めて、次のステップに進める。どこかの段階で原発ゼロの社会をつくれば「上限の確定」と「発生

の抑制」ができます。「今までの原子力政策は、放射性廃棄物の総量管

力発電環境整備機構)がやってきたことです。日本学術会議はそれを批判し、「逆転した手続きであり、大局的な政策についての合意形成に基づいて、個別領域で合意形成の道を探るべきだ」と指摘しています。

高レベル放射性廃棄物について批判している人たちは、単にその施設に反対しているのではなく、背後にある原子力政策に批判的な方が圧倒的に多い。そのことが推進派の人たちには見え、問題の深刻さが分かっています。

日本の処分政策の根本的な欠点は、地域間の不公平な構造を前提にしながら、周辺部に大量のお金を投入し、危険施設を押しつけようとしていることです。しかし、「お金と健康は交換できない」という視点に立つと、住民は納得できないわけです。

2010年9月に原子力委員会が学術会議に依頼したのは、「最終処分をめぐり、国民に対する説明や情報提供のあり方について審議してほしい」ということでした。そこで、理系と文系合わせて15人ほどの研究者による委員会をつくりました。

それから半年ほどで東日本大震災が発生し、福島原発の事故が起きて

理を正面から主題としてこなかった」と、わたしは経済産業省に指摘しました。

原子力施設の立地をめぐる説明会方式は、主催者の推進側が議論の場を設定し、討論を管理しています。疑問や不満を持つ住民は、それに對峙してきました。

討論の過程は公正な立場の第三者がコーディネーターしなければなりません。討論の場を管理するのは中立的な主体であつて、サッカーの試合で審判がどっちかのチームに所属していたらおかしいでしょう、と。「利害関係者が同等に発言できる討論にすべき」と指摘しています。

### 第2次委員会で議論を重ね 次の「提案」をまとめた

学術会議の「回答」のキーワードは、従来の高レベル廃棄物施設にはなかった「総量管理」と「暫定保管」を打ち出したことです。

総量管理は最終解決策ではありません。「先送りだ」という批判は当然出てきます。しかし、それは問題の難しさのなかで考えうる最もベターな選択ではないか——というのが我々の見解です。暫定保管の間に、



地層処分政策の見直しを熱く語った船橋さんの講演会。大勢の前で話す最後の場になった

しまった。この事故の意味をきちんと考えるために1年間、作業は遅れました。国民世論は激しく変化し、原子力に関わるいろんな問題が噴出してきたからです。

### 暫定保管と総量管理を柱に 「処分政策の再構築」を提案

最初の委員会でわたしは、原子力委員会や経済産業省の方に、「ヒットラー的に強権的に反対運動をたたき潰すやり方や、欺瞞的な宣伝でごまかすのではなく、正面から合意形成によって問題を解決する方針に変われないか?」と確認しました。なぜ今まで、合意形成による解決ができなかったのか、社会科学の課題として分析しなければいけない——と、わたしは自覚したのでした。

日本学術会議は12年9月、「暫定保

より長期的な対処の道を考え、合意形成をしていきましょう、という考え方に立っています。

わたしは原子力委員会はシンポジウムを1回やりましたが、議論はあまりかみ合わなかった。原子力委員会は、「回答」の一部の論点は取り入れていますが、地層処分路線自体は変えていません。「総量管理」の言葉を使うことを避け、「暫定保管」は最終処分に至る中間的な経路」という解釈をしようとしています。それはおかしい、というのがわたしの意見です。

昨年暮れ、政府のイニシアチブで「ここが適地だから、調査をやらせてくれ」という方向に舵を切り、(自治体による応募との)両方に対応できるようにしようとしています。わたしたちが指摘した根本的な問題は無視され、論議がかみ合っていないことも事実です。

「回答を出した以上、社会に問題提起する責任がある」と、学術会議はこの問題の第2次委員会を発足させました。技術的な面と社会的な合意形成について分科会をつくっています。分科会の報告をとりまとめた素案を幹事会に提出しており、8月末

管」と「総量管理」を柱にした政策枠組みの再構築を、原子力委員会に提案しました。

現在の科学的知見では、日本列島のなかに今後、数万年単位で安定した地層を有する地点を特定できない——というのが、わたしたちの判断「特定できる」という説もあると思いますが、まだ論争が続いています。

いつ、どの程度の地震が起きるかも、長期にわたって予測できません。最終処分という選択ではなく、せいぜい数10年から数100年の間、完全に暫定的に保管することしかできない。その間に、より長期の10万年を視野に入れた対策を考えるべき——というのが暫定保管の考え方。将来の回収可能性を保証したものです。

暫定保管を選択するなかで、今後の技術進歩を生かした対処が可能になります。原発立地地域の搬出要求には正当性がある。安全管理などの条件をつけるならば、(立地地域以外の)他の地域で暫定保管を受け入れてくれるところも現れるでしょう。「10万年間の安全を確保できるのか?」という議論は、非常に難しい。暫定保管を選択すると、一定期間の安全確保でいいので、「30年〜100

か9月に査読が終了し、第2回の提案を報告書としてまとめる予定です。

### 9 電力会社の圏域ごとに 暫定保管施設を造るべきだ

ここからは個人的な見解です。

高レベル放射性廃棄物問題に対処するためには、次の諸原則を共有することが必要になります。

- ①安全性を最優先する
- ②自国内で処理する
- ③現在世代が責任を持つ
- ④地域間の「受益」と「負担」が公平である
- ⑤社会的な合意形成を図る

暫定保管施設は、原発を有する9電力会社の圏域ごとに造ることが、公平性の条件になります。フィンランドやスウェーデンの人口規模と比較すると、圏域内での対処という選択は、保管施設が多すぎるわけでは

ありません。技術的な観点からは、安全に保管できる期間として例えば100年という上限を規定し、これを超えてはならない。社会的には、一世代(30年)を妥当な「暫定保管期間」としてはどうか、と考えています。

(8月3日、豊田町内で収録)